

令和元年度答申第6号  
令和元年5月8日

諮問番号 平成30年度諮問第91号（平成31年3月12日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求については、審査請求人の姉であるPが学徒勤労中（通常の経路による通勤途中を含む。）に被爆して死亡したかについて更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、現時点においては妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、姉のPは学徒勤労に行く途中で被爆して死亡したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、姉Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、姉Pは学徒（準軍属）の身分を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給

する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した準軍属の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定した（遺族援護法34条3項）上で、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものも、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している（同条4項）。

- (2) 遺族援護法2条3項1号は、旧国家総動員法（昭和13年法律第55号）5条の規定に基づく総動員業務の協力者も上記(1)の「準軍属」に当たると規定し、この規定を受けて定められた旧学徒勤労令（昭和19年勅令第518号）は、学徒勤労について、地方長官（現在の都道府県知事）が学校長に命じて学徒（中等学校以上の生徒・学生）を総動員業務に勤労協力させるものと規定していた（旧学徒勤労令1条、4条、6条、8条）。そして、学徒による総動員業務への勤労協力（学徒勤労）は教職員及び学徒によって構成される隊組織（学校報国隊）によって行うものとされていた（旧学徒勤労令2条）。
- (3) したがって、旧学徒勤労令による学徒勤労者は、「準軍属」に当たり、学徒勤労に関連する負傷又は疾病は、公務上の負傷又は疾病として扱われる。
- (4) 遺族援護法35条1項は、死亡した者の死亡の当時の兄弟姉妹も弔慰金を受けるべき上記(1)の「遺族」の範囲に含まれると規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 姉Pは、昭和3年a月b日に出生し、昭和20年8月6日にB市において死亡した。

（除籍謄本（戸主：Q））
- (2) 審査請求人は、平成29年7月10日、居住地のB市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、姉Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）
- (3) 処分庁は、平成29年10月3日、審査請求人に対し、「死亡したP様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の身分を有していたとは認め

られませんでした。従って、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、請求者のX様は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件却下処分をした。

(却下通知書)

- (4) 審査請求人は、平成29年11月27日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、平成31年3月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 本件審査請求の要旨

姉Pは、学徒勤労に行く途中で被爆して死亡したから、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

昭和20年11月2日付けでC警察署長がB市長へ報告した姉Pに係る「死亡報告書」によれば、姉Pは「学徒」、住所は「D地」、本籍は「E地」、死亡年月日時は「昭和20年8月6日午前8時20分頃」、死亡場所は「F地」、死亡事由は「空襲ニ因り死亡」、届出人は「R」と記載されている。

A県保管資料の「原爆関係戦没者調査票」（原爆関係死亡者の遺族の援護の資料として国会審議用に供するため、昭和27年1月11日にA県が市町村に依頼して調査したもの）によれば、遺族は姉Pの「妹」の「R」、姉Pの身分は「S女学校」に「在学中」、「4年」、「学徒」、死亡状況は「戦死」と記載されているものの、勤労奉仕場所及び管理監督者又は指揮者氏名は空欄となっており、死亡場所は「行方不明」となっている。このことから、姉Pは同校に在学していたものと考えられるが、学校が保管する資料が焼失しているため、姉Pが同校に在学していたことの確認はできなかった。このほか、「T学園五十年史関係年表」には、同校は、昭和19年から「勤労報国隊、各地に勤労出動。第一小隊・U<sub>1</sub>兵器廠、第二小隊・U<sub>2</sub>金属工業、第三小隊・U<sub>3</sub>工作所、第四小隊・U<sub>4</sub>製鋼所、第五小隊・U<sub>5</sub>工業所」との記載があり、昭和20年8月6日の欄には、「当日の勤労働員先が、U<sub>5</sub>工業所を除いては、G地・H地・I地・J地などと爆心地から離れていたため、被害を最小限にとどめることができる。死亡者のほとんどは、通勤・通学の途中、または自宅において被爆している。例えば、U<sub>4</sub>製鋼所は当日電休日であったため自宅において被爆死した生

徒もいる。また、犠牲者の半数近くが一回生であるが、彼女らは三月に卒業後も専攻科生として学校に籍を残したまま動員作業に従事していた生徒たちである」との記載がある。また、「T同窓会ホームページ」には、同校の生徒が勤労働員として陸軍兵器廠、U<sub>5</sub>工業所、U<sub>4</sub>製鋼所、U<sub>3</sub>工作所、U<sub>2</sub>金属工業へ勤労働奉仕していたとの記録はあるが、処分庁がT同窓会に対し姉Pの学徒動員に関する記録等資料の照会を行ったところ、旧学徒勤労令に基づく学校報国隊員の従事記録等は何らないとの返答であった。したがって、姉Pは、死亡時点において同校に在学していたとしても、動員の事実及び動員先も明らかにならなかった。

また、これまでの処分庁の調査において、姉Pの死亡場所については、Rが届け出ている「死亡報告書」では「F地」、「原爆関係戦没者調査票」では「行方不明」とされており、審査請求人が主張している「K地方面に行く途中のL地で死亡」との状況とは異なるものとなっている。このほか、審査請求人が主張している「昭和50年8月15日原爆供養塔の前で死亡した者の遺骨をB市から受け取った。」ことについて、厚生労働省による弔慰金裁定に際し、B市に遺骨の発見場所、引渡しの経緯等に係る確認を求めたところ、B市個人情報保護条例8条の規定により情報の提供が制限されているとの理由から、それらの情報が明らかにならなかったことから、死亡の状況の確認もできなかった。

なお、厚生労働省保管資料の「総動員関係者名簿」を確認したが、姉Pの氏名はなく、同校の生徒で当該名簿に掲載されているのは、U<sub>5</sub>工業所に動員された6名、U<sub>2</sub>金属工業に動員された1名のみであり、手掛かりはなかった。

以上のとおり、処分庁及び審査庁における調査において、審査請求人の主張を裏付ける資料の確認ができず、姉Pが学校報国隊員として業務上（通常の経路による通勤途上を含む。）に被爆して死亡した事実を特定することができなかったことから、審査請求人は特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしているとは認められない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求受付 (B市) : 平成29年7月10日

(処分庁) : 同年7月20日

本件却下処分 : 同年10月3日 (本件請求から約3か月)

本件審査請求受付 (審査庁) : 同年11月27日

反論書受付 (審理員) : 平成30年4月17日

審理員意見書提出 : 平成31年3月4日

(本件審査請求受付から約1年3か月)

(反論書受付から約10か月半)

本件諮問 : 同月12日

(本件審査請求受付から約1年3か月)

- (2) そうすると、本件では、審査庁による審査請求受付 (平成29年11月27日) から審理員意見書の提出 (平成31年3月4日) までに約1年3か月 (そのうち、反論書の受付 (平成30年4月17日) から審理員意見書の提出までに約10か月半) を要しているが、他の同種案件では、審査庁による審査請求受付から審理員意見書の提出までに3か月から9か月程度を要しているだけであることと比較すると、本件において審理員による追加の調査が必要であったことを考慮しても、これだけの期間を要したことについては疑問が残るといわざるを得ない。

行政不服審査法 (平成26年法律第68号) は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、「国民が簡易迅速かつ公正な手續の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」を定めたものであり (1条1項)、その審理が迅速に行われるようにするため、審査庁に対し、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間 (審理期間) について標準的な期間 (以下「標準審理期間」という。) を定めるように努力義務を課している (16条) ことに照らせば、標準審理期間を定めていない審査庁においても、審理期間ができるだけ短くなるように改善を図る必要があるものと考えらる。

上記の点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件では、姉Pが旧学徒勤労令による学徒勤労中（通常の経路による通勤途中を含む。以下同じ。）に被爆して死亡したかが問題となっている。
- (2) 審査庁は、学校が保管する資料が焼失しているため、姉Pが「S女学校」（学校名は、「S'女学校」が正しい。以下この正しい学校名を使う。）に在籍していたことの確認ができないし、S'女学校に係る学校報国隊員の従事記録等がないため、姉Pの動員の事実及び動員先が明らかにならず、また、その死亡の状況の確認ができる資料もないとしている。
- (3) しかし、姉Pに係る「死亡報告書」には、職業は「学徒」、死亡年月日時は「昭和20年8月6日午前8時20分頃」、死亡場所は「F地」、死亡事由は「空襲ニ因り死亡」と記載されている。そして、姉Pに係る「原爆関係戦没者調査票」にも、死亡前の身分は「S女学校」に「在学中」で、学年は「4年」と記載され、死亡時の身分は「学徒勤労令」と「学徒」に丸印が付され、死亡状況は「戦死」、死亡日は「昭20年8月6日」、死亡場所は「行方不明」と記載されている。したがって、姉Pは、死亡当時、S'女学校に在籍しており、旧学徒勤労令による学徒であって、昭和20年8月6日に空襲により死亡したものと認めるのが相当である。

なお、処分庁は、「原爆関係戦没者調査票」は、「国会審議用として急を要して作成された資料であり、不明確な部分が多」く、また、昭和33年の遺族援護法の一部改正に基づく「援護給付の根拠資料としての資料収集とは考えにくく、調査の精度は低い」として、その記載内容を本件請求の判断材料から除外しているが、このような扱いは、「原爆関係戦没者調査票」の調製要領（昭和27年1月11日付け世第c号A県民生部長通知「原爆関係死亡者の資料整理について」）において、同調査票の「表面の該当欄はすべて確実な証拠のあるもののみ記入し他は裏面の補備欄に記入する。」とされ（同通知の記の三の2）、「身分欄の「動員学徒、女子挺身隊員、国民義勇隊員、徴用工員」は確実な根拠のある場合は○でかこむ。」（同通知の記の三の7）とされていることに照らして、相当とはいえない。

- (4) 次に、各項末尾掲記の資料によれば、S'女学校における学徒勤労の状況は、以下のとおりであったと認められる。
  - ア A知事は、昭和20年4月15日付けで、S'女学校の学校長に対し、出動又は協力の命令を発出し、同学校長は、同月20日付けで、同校の生徒に対し、出動又は協力に関する命令を発出した。このA知事による

命令は、同日から同年8月6日までの期間に、M地所在のU<sub>5</sub>工業所で、兵器製作を行う作業に100名の出動人員の協力を求めるものであった。S'女学校では、S'女学校報国隊を編成し、上記命令を受けて、同報国隊がU<sub>5</sub>工業所に出動した（なお、この出動は、同月15日に解除された。）。

（旧国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務に協力させられていた者で業務上且つ、戦時災害により負傷又は疾病にかかり、これにより死亡した者の調）

イ S'女学校の一期生は、菊組、蘭組、松組、竹組及び梅組の5組に勤労班を編成し、卒業後も引き続き専攻科生（5年生）として勤労働員に従事した。生徒は、その居住地に応じて各組に配属され（N<sub>1</sub>駅周辺は菊組、N<sub>2</sub>地域は蘭組、N<sub>3</sub>地域は松組、B市中央部は竹組、B市南部は梅組）、勤労働員先は、松組が陸軍兵器廠、梅組がU<sub>5</sub>工業所、菊組及び竹組がU<sub>4</sub>製鋼所、蘭組がU<sub>3</sub>工作所であった。

（T学園物語その5、T学園五十年史）

ウ 昭和20年8月6日の朝、S'女学校では、多くの生徒が被爆し、合計88名の生徒が死亡した。中でも、U<sub>5</sub>工業所に動員された梅組の被害は、甚大であったが、U<sub>5</sub>工業所で被爆して死亡が確認された生徒は、6名のみであった。

（T学園物語その5、T学園物語その6、旧国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務に協力させられていた者で業務上且つ、戦時災害により負傷又は疾病にかかり、これにより死亡した者の調）

以上のS'女学校における学徒勤労の状況を前提とすると、姉Pは、昭和3年a月b日生まれであるから、死亡当時17歳で、S'女学校の一期生であり、卒業後も引き続き専攻科生（5年生）として勤労働員に従事していたと考えられ、死亡当時の住所がF地であったから、B市南部の生徒が配属された梅組に配属され、その勤労働員先はU<sub>5</sub>工業所（その所在地であるM地は、姉Pの住所地であるF地の隣町である。）であったと考えられる。

(5) 上記(3)で検討した姉Pの死亡時の状況と上記(4)で検討した姉Pの勤労働員の状況を考え併せると、特段の事情がない限り、姉Pは、昭和20年8月6日の朝、勤労働員先であるU<sub>5</sub>工業所で被爆して死亡したか、又はU<sub>5</sub>工業所に行く途中で被爆して死亡したものと推認するのが合理的である。

審査庁は、上記(2)のとおり、姉Pが学徒動員により被爆して死亡したこ

とを直接確認することのできる資料がないとするが、本件では、そうした資料がないとしても、姉Pが学徒勤労中に被爆して死亡したことを推認させる状況が認められるのであるから、その推認を覆す特段の事情があるかについて更に調査検討を尽くした上で、本件却下処分の妥当性について判断する必要があると思料する。

なお、審査庁は、審査請求人が、父親から聞いた話として、姉Pは「昭和20年8月6日父親の友人で同業者（馬車）の小父さんがK地方面に行くから近くまで乗せて行くと朝出かけた」とか、父親が「姉PがK地方面に行く途中、L地で被爆し全身火傷しながら私は学徒のPですと行って亡くなったの情報を頼りに必死であちこち探し回るが見つかる事が出来なかった」とか主張していることが、「死亡報告書」や「原爆関係戦没者調査票」の記載内容と異なると主張するが、審査請求人は、当時4歳であり、すぐに（昭和20年9月7日に）父親が死亡している（除籍謄本（戸主：Q））ことを踏まえるならば、上記相違を理由として本件請求を却下するのは妥当とはいえない。また、父親から聞いたという上記話を前提として検討すると、姉Pの住所地からK地方面に行く途中には、松組の勤労働員先であった陸軍兵器廠が所在していたから、姉Pは、「家事を手伝うため学徒動員の団体行動から外れていたが・・・原爆日の昭和20年8月6日」は、陸軍兵器廠での学徒勤労を命じられたため、朝、その近くまで馬車に乗せてもらう約束で陸軍兵器廠に向かったところ、自宅近くのL地で被爆して死亡したという可能性も考えられるのであって、審査請求人の上記主張だけでは、姉Pが学徒勤労中に被爆して死亡したとの推認を覆す特段の事情があるということとはできない。

(6) 以上によれば、本件審査請求については、審査庁において調査検討が尽くされたとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、現時点においては妥当とはいえない。

### 3 まとめ

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美